消　防　計　画

　（目的）

1. この目的は、消防法第８条第１項に基づき　　　　　　　　における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び、人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

　 （消防計画の適用範囲）

1. この計画は、　　　　　　　　　に勤務し、出入りし又は居住するすべての者に適用するものとする。

　 （防火管理者の権限及び業務）

1. の防火管理者は　　　　　　　　とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

　(1)　消防計画の検討及び変更

　(2)　消火、通報及び避難誘導訓練の実施

　(3)　建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の点検及び監督

　(4)　消防用設備等の点検、整備の実施及び監督

　(5)　火気の使用又は取扱いに関する指導監督

　(6)　収容人員の管理

　(7)　管理権原者に対する助言及び報告並びにその他の防火管理上必要な業務

　 （消防機関への報告、連絡）

第４条　防火管理者は、次の業務について消防署への報告、届出及び連絡を行なう

　　　ものとする。

　(1)　消防計画の届出（改正の都度）

　(2)　建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き

　(3)　消防設備等の点検結果の報告

　(4)　消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請

　(5)　教育訓練指導の要請

　(6)　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

　 （予防管理組織等）

第５条　日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため防火管理者のもとに火元責

　　　任者を定め、任務分担を指定する。

・吸殻、ストーブ等の火気管理

・火気使用設備器具の安全管理

・電気設備器具の安全確認

・消火器具の管理

・避難管理

・地震時の出火防止

・その他火災予防上必要な事項

厨房内火元責任者

（　　　　　　　）

防　火　管　理　者

１階火元責任者

（　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・前項に準じ１階を管理する

　 （火災予防上の遵守事項）

第６条　火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

　(1)　火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。

　(2)　火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全確認する

　　　こと。

　(3)　消灯時には、灰皿、吸殻の後始末を完全にすること。

　(4)　廊下、階段、通路、出入口等、その他避難のためにしようする施設には避難の

　　　妨害となる設備を設け又は物品を置かないこと。又、避難口等に設ける戸は容

　　　易に開錠し解放できるようにしておくこと。

第７条　防火管理者　　　　　　　　及び各所火元責任者は、建築下記使用設備器具、

危険物設備等について別に定める検査票に基づき下記により検査を実施するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査対象 | 検　　　査　　月　　日 | |
| 建築物 | 月　　　　　日 | 月　　　　　日 |
| 火気使用設備器具 | 月　　　　　日 | 月　　　　　日 |
| 危険物設備 | 月　　　　　日 | 月　　　　　日 |
| 電気設備 | 月　　　　　日 | 月　　　　　日 |

　 （消防用設備等の点検）

第８条　防火管理者　　　　　　　　　　は、建築内に設置されている消防用設備等

　　　の機能を維持するため、別に定める検査票に基づき下記により点検を行なう

　　　ものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消防用設備等 | 点検実施月日 | | |
| 外観点検 | 機能点検 | 総合点検 |
| 消火器 | * ・ | * ・ | * ・ |
| 自動火災報知設備 | * ・ | * ・ | * ・ |
| 避難設備 | * ・ | * ・ | * ・ |

　 （点検検査の記録と報告）

第９条　防火管理者は、点検結果の結果を別記防火対象物台帳に記録するとともに、

　　　消防用設備等の点検結果については、１年に１回消防署長に報告しなければならない。

　 （不備欠陥等の整備）

第10条　防火管理者は、建築物等及び消火設備等に不備欠陥事項があるときは、管

　　　　理権原者に報告し、改修を促進すること。

　 （自衛消防の組織と任務分担）

第11条　　　　　　　　の自衛消防組織として、防火管理者を隊長とし、次の任務

分担により自衛消防隊を編成する。

　　　　　　　　　　（係　　　　名）

隊長を補佐し、指揮にあたる

指揮係

（　　　　　　　　　）

自衛消防隊長

消防署への通報と館内への報知

到着した消防隊への情報提供

通報連絡係

（　　　　　　　　　）

消火器具を用いて消火活動

避難誘導係

（　　　　　　　　　）

消火係

（　　　　　　　　　）

非常口を開放し、客を避難誘導

　 （自衛消防活動）

第12条　自衛消防隊長は、消防器具等の配置図及び避難経路略図を作成し、掲示す

　　　　るものとする。

２．火災等が発生したときは、前条に定める任務分担及び消火器具等の配置図、避難経

路図に基づき積極的に行動するものとする。

　 （防災教育の実施）

第13条　防火管理者は、次により防災教育を行なうものとする。

　(1)　従業員に対する教育は、年に２回実施するものとする。

　(2)　新入社員に対する教育は、入社時に行なうものとする。

２．防災教育の内容は次によるものとする。

　(1)　消防計画の周知徹底

　(2)　火災予防上の遵守事項

　(3)　防火管理上の各従業員の任務及び責任の周知徹底

　(4)　震災対策に関する事項

　(5)　その他火災予防上必要な事項

　 （訓　　練）

第14条　防火管理者は、次により訓練を行なうものとする。

　(1)　通報、消火、避難、誘導を連携して行なう「総合訓練」を　　月と　　月の

　　　年２回行なうものとする。

　(2)　通報、消火、避難、誘導のここの訓練を行なう「部分訓練」を　　月　　月

　　　　　月に各々行なうものとする。

　（訓練の実施報告）

第１５条　防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、別記「自衛消防訓練実

施通知書」により、消防署へ通知するものとする。

付　　則

この消防計画は、平成　　　年　　　月　　日から施行する。